

# 酒 販 通 信

令和4年(2022)  
9月25日発行

## 第680号

全国小売酒販組合中央会

発行所 ■全国小売酒販組合中央会 〒153-8640東京都目黒区中目黒2-1-27 Tel03(3714)0172 Fax050(3730)1064  
発行人 ■全国小売酒販組合中央会代表者 吉田 精孝  
編集・制作 ■全国小売酒販組合中央会 Tel03(3714)0172  
定価 ■100円(税込)

【組合員の皆様へ】「FAX旬報」及び「酒政連だより」のメール配信をご希望の方は所属組合を通して中央会へお申し込み下さい。



要望内容について協議する役員

全国小売酒販組合中央会(以下、「中央会」)は、令和4年7月19日にハイブリッド形式で役員会を開催し、令和5年度「酒税制度等に関する要望書(以下、要望書)」について検討・取り纏めを行いました。今年度の要望書では、昨年度に引き続き「酒類の価格」や「酒類の適正な販売管理の確保」「小売酒販組合への加入義務化」等に関する要望の他、昨年度より要望を行っている「イ

# 令和5年度 酒税制度等に関する要望書

## ―実情に即した制度の実現と健康障害対策推進の要望を拡充―

ンボイス制度の導入時期の延長」に加え、この度新たに「一般酒類小売業免許の実情に即した見直し」と「酒類販売に付随する空瓶回収等の消費税の取扱い」を求める要望2項目が新設されました。

今秋以降、本格化する行政や政党とのヒアリングにて要望を行い、要望項目の実現を目指します。今回新たに取り纏め、追加となった事項の概要は次のとおりです。

### 一般酒類小売業免許の実情に即した見直しを要望

現在、付与されている一般酒類小売業免許は販売場の所在地と同一の都道府県であれば通信販売(顧客から電話注文を受けて配達する等)を行うことはできますが、都道府県を跨いで通信販売を行うことができません。例えば、県境で商売しており、隣県が明らかな商圏であっても、現行制度では、通信販売にあたる消費者からの電話注文等を受けることができない状況です。

消費者の利便性や実情に則し、一般酒類小売業免許であっても近接する都道府県へ通信販売が行えるよう

要望します。

### 酒類販売に付随する空瓶回収等の消費税の取扱い

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式(インボイス制度)がスタートしますが、適格請求書発行事業者以外の事業者との取引では仕入税額控除を行うことができません。そのため、酒類の販売に付随する取引(酒類の空瓶回収等)については適格請求書発行事業者でなくとも仕入税額控除が行えるよう弾力的な取扱いを要望します。

酒税制度等に関する要望書の内容については次ページ以降に掲載しています。

### 本号の主な内容

要望書	2面・3面・4面
全酒協	5面
全生協	6面
広告	7面
デジタル庁見直し案への対応	8面